

〇〇年度 全社・事業所 安全衛生管理活動重点取り組み推進事項計画書

△△株式会社
安全衛生委員会

安全衛生活動統一スローガン

……トップの決意と実行で 確立しよう職場の安全……

- 1.“高める安全 進める改善 実践しよう 災害ゼロの全職場”
- 1.“みんなでチェック 職場の環境 みんなでつくりよう快適職場”

基本大方針

安全衛生の確保は、事業者の最も重要な責務であり、
企業存立の基盤である

行動指針

安全は、作業の入口であり、生産と一体のものである

- 1.事業者は、人間尊重の理念の下、かけがえのない社員一人ひとりの生命、身体、健康等を守り、“安心、安全な職場”を確立する。
- 1.事業者は、“災害ゼロ”から“リスクゼロ”を実現するため、安全衛生教育、作業指導、作業訓練を確実に実施し、作業者に徹底する。
- 1.事業者は、災害に繋がるリスクを有する機械・設備について、全ての危険・有害要因を調査し、その結果に基づく措置を行う。
- 1.事業者自らが安全最優先で作業観察、職場巡視を行い、潜在する危険の芽を事前に摘み取る。
- 1.事業者、産業医、安全管理者、衛生管理者、安全衛生推進者、作業主任者、管理監督者は、それぞれが果たすべき役割を十分に認識し、

記載例 A 全社委員長 B 事業所委員長 C 全社事務局 D 事業所事務局 E 人事部 F 各産業医 G 看護師・各衛生管理者 H 委員会委員 I 各部門長 J 各課長 K 各係長 L 安全管理者 M 各作業主任者

主管	項目	推進事項			主となる運営・推進・役割	実施月												備考	
		推進項目	推進内容	実施要領とポイント		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
全社安全衛生管理委員会	1.全社安全衛生管理活動推進計画の策定と展開	1)統一スローガンの決定。 ・基本大方針・行動指針の決定	毎年度、全社安全衛生委員会委員長による、安全衛生に関する表明に基づき決定する。	A・B・C	←													毎年度始めに安全決意表明。	
		2)安全衛生委員会の運営に関する事項	適切な運営について議事録による確認実施。 【確認事項;概要】 1)委員長、副委員長、委員、産業医の出欠状況。 2)時間外労働時間面接対象者について、産業医面接実施状況。 3)人材派遣・業務請負業者をオブザーバーとして構成員に加えた出欠状況。 4)安全衛生教育、作業環境測定実施結果等について。 5)労働災害発生に伴う対策等審議状況。 6)定期・特殊健康診断実施結果並びに事後措置実施結果報告について。 7)その他安全衛生に関する展開、取組み状況について。	C	←	確認	確認	確認	確認	確認	確認	←	確認	確認	確認	確認	確認	確認	「安全衛生資料」により確認。
		3)労働災害防止活動目標の設定。	労働災害“ゼロ”達成に向けて目標値を設定。 【平成××年度比 総発生件数を %以上減少】 H.××年度 休業件 不 休 合計 件 H.◆◆年度 休業件 不 休 件/合計 件	A・B・C	←			検証	←		検証	←		検証	←		検証	←	安全衛生委員が検証
		4)安全衛生教育計画の策定	人事部と連携し、各階層別教育計画を定める。	A・B・C・E	←														教育計画は、前年度3月までに決定する。
		①経営層・管理者層安全衛生教育	1)部課長職以上の経営層を対象に実施。 ・経営層として必要な安全衛生の基礎知識の修得と個々人のレベルアップを図る。	A・B・C・E	←														委託会社による講習
		②監督者・ラインリーダー安全衛生教育	2)直接作業指揮するライン・リーダーを対象に実施。	A・B・C・E	←														委託会社による講習
		③安全管理者、安全衛生推進者選任時研修	3)安全管理者、安全衛生推進者選任時研修の受講。 ・選任後、5年以上経過者は能力向上教育の受講	B・C・D・E・L	←														委託会社で開催
		④衛生管理者の育成と養成。	4)衛生管理者の基本職務能力向上と候補者の事前教育による免許取得の奨励。 ・資格取得後、5年以上経過者は能力向上教育の受講	B・D・E・I	←														
		⑤作業主任者能力向上教育の受講	5)資格取得後、5年以上経過者は能力向上教育の受講	B・D・E・I・J・M	←														
		⑥新入者・中途採用者安全衛生教育	6)新規雇入れ時、中途採用時に実施。	B・D・E・I・J	←			中途採用者				中途採用者					中途採用者		四半期括りで集合研修の実施
5)安全衛生診断・表彰に関する事項	1)安全衛生診断実施結果に基づき、事業所安全衛生活動の実態を明確に把握する。 2)実施結果に基づく「安全衛生評価レベル」により、被表彰対象事業場を選定する。	A・B・C・E	←															①対象事業場：社、社 ②実施方法は、全社安衛委員長、全社安衛委事務局、外部委託機関とで検討後実施する。	
6)職場巡視重点取り組みに関する事項	作業観察を通じて潜在危険、災害の芽を摘み取る。 【職場巡視のポイント】 1)作業者はこの設備、作業方法でどうやったら事故を起こすことができるか。 2)作業観察は、15分/人以上行うこと。	B・C・D・F・G・H・I・J・K・L・M	←	検証	検証	検証	検証	検証	検証	検証	検証	検証	検証	検証	検証	検証	検証	職場巡視重点実施項目チェックリストによる。	
																		事業所職場巡回指導時に、指導を実施。	
																		事業所職場巡回指導時に、指導を実施。	

主管	項目	推進事項			主となる運営・推進・役割	実施月												備考		
		推進項目	推進内容	実施要領とポイント		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
全社安全衛生委員会	全社安全衛生管理活動	1. 全社安全衛生管理活動推進計画の策定と展開	7)健康保持増進、快適職場形成に関する事項	1)作業環境測定の実施による適切な管理。 2)非喫煙者への健康配慮として、受動喫煙者との分煙化。	B・C・D・F・G・H・I・J・K・L・M A・B・C・D・E・F・G・H・I・J	←											結果に基づく改善措置の実施 休憩場所等での適切な管理			
			8)安全衛生意識高揚活動に関する事項	1)全国安全週間・労働衛生週間への取り組み。 2)事業所階層別安全衛生教育・指導の実施。	C・D C・D			準備期間 本週間			準備期間 本週間							「安全の指標」「労働衛生のしおりによる」 全社安衛委事務局が巡回指導。		
		2. 労使共通課題の審議	労使共通課題についての取り組みと審議。	1)過重労働・メンタルヘルス対策等 2)安全衛生に関する共通取り組み課題等	A・B・C・D・E・F・G・J A・B・C・D・E・F・G・J	←												安全衛生に関する共通課題について取組み。		
		3. 全社安全衛生委員会開催	全社安全衛生課題について審議。	全社の安全衛生に関する施策、課題等の審議、年度計画を立案する。	A・B・C				四半期検証 3日							次年度計画 1日			7月；四半期検証実施。 2月；次年度計画策定。	
4. 安衛委事務担会議開催	全社事務担当者との情報共有。	全社に共通する安全衛生課題等について定期に開催し、審議する。	C・D			A事業所 22日			B事業所 21日			C事業所 7日		D事業所 8日			事業所事務担当者会議の定期開催。			
事業所安全衛生委員会	事業所安全衛生管理活動	1. 事業所安全衛生管理活動推進計画の策定と展開	1)全社安全衛生管理活動重点取り組み推進計画に基づき、事業所活動推進計画の策定	毎年度、事業所長(安衛委員長)による、安全衛生に関する表明に基づき決定する。	B・D	←												毎年度始めに安全決意表明。		
			2)安全衛生委員会の運営に関する事項	1)各事業部会に事業所安全衛生委員会審議結果報告。 ・事業所安全衛生委員会審議結果(労災発生状況その他安全衛生に関する審議事項等)を報告 2)人材派遣・業務請負業者をオブザーバーとして構成員に加え、安全衛生に関する情報を共有化する。 3)産業医の安全衛生委員会への出席。 4)産業医面談による過重労働・メンタルヘルス対策、危険・有害性調査等の取組み 【過重労働対策における健康確保対策についての義務付け】 ①45時間超/月 社員；産業医判断による面接指導の勧奨。 ②60時間超/月 社員；産業医による面接指導の実施。 5)安全衛生教育、作業環境測定実施結果等について。 6)労働災害発生に伴う再発防止対策等の審議。 7)定期・特殊健康診断実施結果並びに事後措置等実施結果報告について。 8)その他安全衛生に関する展開、取り組みの実施状況について。	B・D・H B・D・H・I・J D・F D・F・G・I・J	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	事業所安全衛生活動実施状況報告。 ①関係請負人と相互間の連絡・調整実施。 ②合図、標識の統一、ルール周知徹底。 出席要請と職場巡思の実施。 ①事業所の状況を報告。 ②勤務状況、疲労蓄積状況等確認。		
			3)労働災害防止活動目標の設定。	労働災害“ゼロ”達成に向けて目標値を設定。	B・D・H・L	←														過年度発生統計に基づく“ゼロ化”推進。
			4)安全衛生教育計画の策定	1)新規雇い入れ、作業内容変更者への安全衛生教育の実施。 ①安全管理者、安全衛生推進者専任時研修 ②新入者・中途採用者安全衛生教育 ③管理監督者安全衛生教育	D・G・I・J・K・L・M B・D・I・J・K	←														①教育記録の保管；3年間 ②KYT教育の実施。 社内・外、災害防止団体主催講習会・研修会の受講。
			5)職場巡視重点取り組みに関する事項	作業観察を通じて潜在危険、災害の芽を摘み取る。	D・F・G・H・I・J・K・L・M	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	職場巡視重点実施項目チェックリストによる。
			6)健康保持増進、快適職場形成に関する事項	1)作業環境測定の実施による適切な管理。 2)非喫煙者への健康配慮として、受動喫煙者との分煙化。	B・D・F・G・H・I・J・K・M B・D・F・G・I	←														結果に基づく改善措置の実施 休憩場所等での適切な管理
			7)安全衛生意識高揚活動に関する事項	1)全国安全週間・労働衛生週間への取り組み。 2)事業所階層別安全衛生教育・指導の実施。	B・D・F・G・I・L B・D・G・I・M			準備期間 本週間				準備期間 本週間								①「安全の指標」「労働衛生のしおりによる」 ②ポスターの掲示、ポスター・標語の募集等 全社安衛委事務局が巡回指導。
			2. 機械設備に係る労働災害の撲滅と災害に繋がる危険の排除	(1)不測の作業行動から生じる全てのリスクの排除。【フル・プルーフ/フェイル・セーフ】 【基安安発第501号；H13.06.01付】 (2)点検・整備を確実に励行し、管理の徹底による労働災害防止。	B・D・J・K・L 生技・生産・設計部門を主体とする D・G・I・J・K・L・M	←														「機械の包括的な安全基準に関する指針」に基づく。 安全装置・非常停止装置類の確実な点検・記録の実施
			3. 設備導入に関する事前評価に当たり、設計、計画段階での本質安全化の徹底	(1)新規導入設備の全数について事前評価実施。 (2)計画段階で監督官庁への届出の徹底。	B・D・F・G・I・J・K・L・M D・I・J・L・M	←														リスクを特定し、安全最優先の安全対策を実施 新規、移動、移転、主要構造部分の変更等をする場合